

## 行動計画の一部変更(追加)

平成19年4月1日から母子家庭の母に対して実施している母子家庭自立支援給付金事業と、平成20年4月1日から予定されている児童扶養手当減額の対象者について自立支援プログラム作成事業を実施するため、次のとおり一部追加します。

### 第7章 要保護児童への対応

#### 第2節 ひとり親家庭の自立支援

##### 3. 母子家庭自立支援給付金事業と自立支援プログラム作成事業

母子家庭の母は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況にあるかたが多くいます。そこで、就業支援を柱とした母子家庭の母に対する次の自立支援給付金事業を推進します。

自立支援教育訓練給付金事業では、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象となる講座を受講し修了した場合、受講経費(入学料や受講料等)の一部を支給します。

また、高等技能訓練促進給付金は、母子家庭の母が、経済的自立に有効な看護師等資格取得を目的に2年以上の修業を要する場合、生活負担の軽減を図るため一定期間支給します。

このほか、児童扶養手当の減額対象者について、自立支援プログラムを作成し、母子家庭の自立支援を促進するよう努めていきます。